

5 総務用地班

用地事務

宮古島管内の公共工事に伴う土地の取得及び工事にあたって、支障となる物件の移転補償等に関する業務を実施しています。当該補償事務を行うにあたっては、事前に十分な調査を行い「沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準」等に基づいて適正な補償金額を算定し、適正な損失補償を行っています。

税法上の特例措置について

起業者から土地や物件に関する補償金が支払われた場合、当該譲渡所得について税法上の特例措置が設けられています。詳しい内容については、用地交渉等において担当職員にお尋ねください。

主な補償内容

土地の補償

土地の買取価格については、近隣の地価公示価格や不動産鑑定士の土地鑑定評価等を参考に、現地調査を行った上で、適正に算定し補償します。

建物・工作物の補償

工事の支障となる建物・工作物の移転等に要する費用を補償します。移転料は、当該建物等を最も合理的な移転工法で移転する際に必要となる金額を算定します。

立竹木の補償

立竹木の移植または伐採に要する費用を補償します。

用地事務の標準手続きフロー



動産移転補償

家財道具、農機具等の移転に要する費用を補償します。

仮住居補償

建物の移転等に伴い仮住居が必要と認められる場合に、仮住居の家賃等に要する費用を補償します。



移転前

営業補償

店舗の移転に伴って一時的に休業する際の損失等を補償します。

移転雑費補償

移転先の選定に要する費用や法令上の手続に関する費用等を補償します。



移転後